

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について

1 「大綱」とは

- 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針。
- 総合教育会議において、市長と教育委員会との協議・調整に基づき「教育振興基本計画」の内容を参酌して定める。
 - ※総合教育会議における協議・調整により、既に策定されている「教育振興基本計画」をそのまま「大綱」とすることも可能とされている。
- 大綱を定めたり変更を行う場合、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。

「教育振興基本計画」とは

- 国・地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針として決定。
- 甲州市では「甲州市教育振興基本計画」を平成25年3月に策定している。
 - 計画期間は平成25年度から29年度までの5カ年間。

教育基本法第17条

- 第1項 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

- 第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- 第2項 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。

2 大綱の内容

- 策定期限：平成27年4月1日の改正地方教育行政法施行以降、速やかに策定する必要がある。
- 大綱の内容：改正地方教育行政法に記載内容について特段の定めはなく、地方公共団体に設置する総合教育会議の判断により決定される。なお、大綱は、目標や施策の方針について定めるものであり、詳細な施策を定めるものではない。

3 甲州市教育振興基本計画を「甲州市教育大綱」とする場合の案

○第1章[総論]、第3節[甲州市の教育が目指す姿]が該当部となる。

○大綱の期間は、甲州市教育振興基本計画の残す期間である平成27年度から29年度の3カ年間。

(案)

甲州市教育大綱

(平成27年度～平成29年度)

1 序論

甲州市は、これまで「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち」を目指すべき将来像とする「第1次甲州市総合計画」に基づくまちづくりを進めてきました。

また、まちづくりの基本計画のうち、教育の将来像を実現するため「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を基本目標として掲げました。

本市では、子どもたちが学校に通うことが楽しいと感じ、人やふるさと、自然を愛し、大人になってもふるさと甲州市に愛着が持てる教育を基本理念として、本市の教育を推進します。

2 基本理念

市民一人ひとりが、豊かな心を育み、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる礎となるために、教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

本市では、学校や社会のそれぞれの場において、子ども同士が、大人同士が、ともに学び、学びをとおして、家庭と地域と学校など社会全体が、それぞれ支えあい、市民が生涯に渡って生きがいを持って学ぶことができる社会づくりに取り組み、これらをとおして、学びの成果を高めあうことのできる教育の実現を目指すため、甲州市教育大綱における基本理念を以下のとおり定めます。

「人・自然・ふるさとを愛する 甲州教育」

3 基本目標

甲州市が目指す教育の基本理念を実現するため、今後実践していく教育施策の柱となる基本目標を次のとおり設定します。

〈学校教育の基本目標〉

「たくましく 心豊かな人づくり」

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、ふるさとに対し愛着と誇りを持ちながら、社会生活に必要な知識や技能を習得し、地域に生きる人間として、親の思いや気持ちをしっかり受け止め、自らの生きる道は自らの判断でしっかり見定め、社会でたくましく生きていくための力を身に付け、知・徳・体の調和がとれた児童・生徒の育成を目指します。

〈生涯教育の基本目標〉

「ともに学びあい ともにふれあい ともに支えあい」

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでもが主体的に学ぶことができ、市内の多彩な人材や生涯学習施設、文化財など豊富な学習資源を活かしながら、文化芸術活動も積極的に支援し、その学習成果を様々な場で活かすことができる、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習の実現を目指します。

4 重点施策

基本目標を達成するため、諸施策の中で特に次の各種施策を展開します。

施策項目 1

「自立して生きぬく力を培う教育の推進」

地域や学校の実態、児童・生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮し、生き方を考え実現する能力を備えた調和のとれた人間性を育みながら、適切で特色ある教育課程の編成と実施に努めます。

施策項目 2

「物事に興味・関心をもち、考え抜き、やる気を育む確かな学力の育成」

学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、創意工夫を生かした指導と評価を充実する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身につけた児童生徒の育成に努めます。

施策項目 3

「自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成」

教育活動全体を通じて豊かな人間性を養い、生命を尊重する思いやりの心を育てるとともに、基本的な生活習慣を確立させ、規範意識や人間関係を築く力をもった児童生徒の育成に努めます。

施策項目 4

「たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成」

教育活動全体を通じて体力・健康・安全・食に関する理解を深め、日常生活に生かすとともに、生涯を通じて体育・スポーツに親しみ、健やかで心身の調和のとれた児童生徒の育成に努めます。

施策項目 5

「児童生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取組の推進」

家庭や地域社会等と連携を深め、魅力ある教育活動を展開するとともに、安全管理体制の充実と児童生徒の安全確保に努めます。

施策項目 6

「誰もが学び続けることのできる環境づくりの推進」

市民一人ひとりが、生涯にわたって豊かに学びながら自分を高めることができるよう、学習情報の提供や充実を図るとともに、学んだことを生活の中で活かすことができるよう学習成果を活用する体制を支援します。また、市民の教養を高め、文化の向上を図る学習拠点として図書館の積極的な活用を図るための読書活動の推進に努めます。

市民の芸術・伝統文化活動の促進や、市の財産である文化財の適切な保護・保存を図りながら、その活用も含め市民に親しみやすい文化財であるよう努めます。

施策項目 7

「仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進」

市民誰もが気軽にスポーツを実践し、いつも身近にスポーツがあり楽しむことができる機会や場を充実させるとともに、競技スポーツのレベルの向上も図りながら種目別競技の振興に取り組みます。

スポーツ指導者を養成し、市民のスポーツ活動を支援する体制を整備するとともに、施設管理の民間活力の導入を進めながら、スポーツ施設の利用拡大を図ります。